# 安定器等・汚染物登録約款

（通則）

第１条　この約款は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「ＪＥＳＣＯ」という。）が行うポリ塩化ビフェニル汚染物等（以下「安定器等・汚染物」という。）の無害化処理事業に関し、安定器等・汚染物を保管し又は安定器等・汚染物を使用する事業者（以下「事業者」という。）が、ＪＥＳＣＯに対し安定器等・汚染物及び使用中の安定器等・汚染物の処理委託のため必要な情報登録を行うことに関し、必要な事項を定めます。

（趣旨）

第２条　ＪＥＳＣＯは、事業者がＪＥＳＣＯへ処理委託を行うための条件として、処理委託契約の前に事業者が保管する安定器等・汚染物の内、処理委託対象となる安定器等・汚染物の情報のＪＥＳＣＯへの登録として、搬入荷姿登録を実施します。

２　搬入荷姿登録とは、次条の対象安定器等・汚染物の内、「安定器等・汚染物調査票記入要領」に記載された「受入を行う品目」が「受入可能な容器」又は「指定容器」に封入されたもので、ＪＥＳＣＯへの搬入時に荷姿を変更する可能性がないものについて、事業者がＪＥＳＣＯに登録するものです。

（対象安定器等・汚染物）

第３条　安定器等・汚染物登録の対象は、事業者がＪＥＳＣＯへの処理委託が可能な次の安定器等・汚染物（以下「対象安定器等・汚染物」という。）です。

一　安定器

二　小型電気機器（3kg 未満）

三　感圧複写紙

四　ウエス汚泥

五　その他の汚染物

（登録方法）

第４条　安定器等・汚染物登録の方法は、安定器等・汚染物登録を行おうとする事業者がこの約款に定める事項を承諾のうえ、「安定器等・汚染物調査票記入要領」に従って、所定の安定器等・汚染物調査票、保管場所・安定器等・汚染物の写真（以下「調査票等」という。）を作成し、郵送等により安定器等・汚染物登録を行うものとします。

（調査票等の取扱い）

第５条　調査票等の記入が正しく行われなかった場合や写真が添付されていない場合には、登録が受け付けられないことがあります。

２　対象安定器等・汚染物以外の物の登録や調査票等に不備があった場合については、ＪＥＳＣＯから前条の登録申込をした者（以下「申込者」という。）にその旨を連絡しますので、調査票等の変更等を書面により行ってください。

３　提出された調査票等は、返却いたしません。

（安定器等・汚染物登録確認書の交付）

第６条　ＪＥＳＣＯは、安定器等・汚染物登録手続の完了後、速やかに安定器等・汚染物登録確認書（以下「登録確認書」という。）を郵送により交付します。

２　申込者は、前項で交付した登録確認書の受領後、登録の内容を確認し、誤りがある場合はＪＥＳＣＯ に申し出てください。

３　登録確認書は対象安定器等・汚染物の処理委託契約の際に必要となる資料ですので、申込者は大切に保管してください。

（指定容器割引の適用）
第７条　搬入荷姿登録時に安定器等・汚染物がＪＥＳＣＯが別に定める「指定容器」に封入されている場合、ＪＥＳＣＯは安定器等・汚染物に係る処理委託契約の締結時において適用される料金表等から算出される処理料金から所定の金額を差し引きます。

（登録事項の変更等）
第８条　申込者は、氏名、住所、電話番号、保管場所、安定器等・汚染物の登録事項に変更がある場合は、ＪＥＳＣＯに連絡の上、「ＰＣＢ廃棄物処理に係る登録内容の変更申請書」（ＪＥＳＣＯホームページより取得可→https://www.jesconet.co.jp/customer/submission.html）等の所定の書面により届け出てください。
２　申込者が登録事項の変更を届け出なかった場合には、安定器等・汚染物登録の効力の適用の全部又は一部が停止されることがあります。

（登録の取下げ又は取消）
第９条　申込者は、安定器等・汚染物登録の登録を取り下げ、又は取り消そうとするときは、これをＪＥＳＣＯに連絡の上、「ＰＣＢ廃棄物処理に係る登録内容の変更申請書」（ＪＥＳＣＯホームページより取得可→https://www.jesconet.co.jp/customer/submission.html）等の所定の書面により通知してください。
２　本約款に基づく登録について、ＪＥＳＣＯにおいて対象となるＰＣＢ廃棄物の処理の受託が困難となった場合には、事業者に事前に通知の上、ＪＥＳＣＯにより登録の取消しを行うことがあります。

（機密保持）
第１０条　ＪＥＳＣＯは、安定器等・汚染物登録への申込により得られた事業者等の情報について、国及び管轄地方自治体に提供する場合等、ＰＣＢ廃棄物の適正な処理の推進に係る業務の目的に利用することがありますが、この目的以外には利用しないことを約します。

附則　この約款は、令和６年９月２日より実施します。